

授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程 第1章 総則 （目的） <u>第1条 この規程は、東京学芸大学学則及び国立学校の授業料等免除及び徴収猶予取扱要領（昭和35年9月26日文大第555号）に基づき、本学学生の授業料等の免除及び徴収猶予について規定することを目的とする。</u> 第2章 授業料の免除 （授業料の免除） <u>第2条 授業料は、学生が次の各号の1に該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。</u> (1) 経済的理由により<u>授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合</u> (2) 風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる場合 (3) 休学を許可した場合 (4) 死亡又は行方不明のため除籍した場合 (5) 授業料の未納を理由として除籍した場合 (6) 授業料の徴収猶予を許可している学生に対し、その願い出により退学を許可した場合 （免除限度額） <u>第3条 前条第1号及び第2号による授業料の免除は、学長が、年度当初に文部科学省からの通知に基づき、授業料免除限度額の範囲内でこれを行う。</u> <u>2 前条第1号及び第2号による授業料の免除額が前項の限度額を超える場合は、学長は文部科学省へ授業料超過免除申請を行うものとする。</u> （免除の除外） <u>第4条 4か年を超えて在学する学生に対しては、原則として授業料の免除は行わない。</u> （出願の手続） <u>第5条 第2条第1号又は第2号により授業料の免除を受けようとする学生は、授業料免除願（様式第1号）及び家庭調書（家族状況及び家計状況等を記入した所定の様式）に所得証明書（様式第2号又は市区町村所定の様式）その他の必要書類を添えて、学生サービス課に提出しなければならない。</u> 2 前項の出願は、各学期ごとにそのつど公示する期日までに行わなければならない	<u>東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程</u> 第1章 総則 （趣旨） <u>第1条 国立大学法人東京学芸大学学則に規定する授業料等の免除及び徴収猶予については、他に特別な定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。</u> 第2章 授業料の免除 （免除対象者） <u>第2条 授業料免除対象者は、本学に在学する学生（科目等履修生又は研究生は除く。以下同じ。）とする。</u> （免除） <u>第3条 授業料は、学生が次の各号の1に該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。</u> (1) 経済的理由により<u>授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合</u> (2) 風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる場合 (3) 休学を許可した場合 (4) 死亡又は行方不明のため除籍した場合 (5) 授業料の未納を理由として除籍した場合 (6) 授業料の徴収猶予を許可している学生に対し、その願い出により退学を許可した場合 （免除限度額） <u>第4条 前条第1号及び第2号の規定による授業料の免除は、学長が、年度当初に文部科学省からの通知に基づき、授業料免除限度額の範囲内でこれを行う。</u> （免除の除外） <u>第5条 学部及び特殊教育特別専攻科にあっては、修業年限を超えて在学する学生、大学院にあっては、標準修業年限を超えて在学する学生又は長期履修を認められた学生で所定の期間を超えて在学する学生に対しては、原則として授業料の免除は行わない。</u> （申請） <u>第6条 第3条第1号又は第2号の規定により授業料の免除を受けようとする学生は、授業料免除願（様式第1号）並びに家族状況及び家計状況等を記入した所定の様式（以下「家庭調書」という。）に所得証明書（様式第2号又は市区町村所定の様式）その他の必要書類を添えて、各期ごとに公示する期日までに学生サービス課に提出しなければならない。</u> 2 授業料の免除を申請した者の授業料は、指定した期日まで徴収を猶予するもの

い。

(選考の手続)

第6条 第2条第1号及び第2号による授業料の免除は、学部、大学院修士及び専攻科並びに大学院博士それぞれ所掌の委員会にて選考し、学長が許可する。

2 前項の選考は、学長が別に定める「東京学芸大学授業料等免除学生選考基準」によつて行うものとする。

(許可の取消)

第7条 第2条第1号及び第2号による授業料の免除を許可された者につき、免除の理由が消滅したと認められるとき、又は申請書に虚偽の事実があることが判明したときは、学長は免除の許可を取消すものとする。

第3章 授業料の徴収猶予

(授業料の徴収猶予)

第8条 授業料は、学生が次の各号の1に該当する場合に、これを猶予するものとする。

- (1) 経済的理由によつて納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 風水害等の災害を受け授業料の納付が困難と認められる場合
- (3) 行方不明の場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

(出願の手続)

第9条 前条により授業料の徴収猶予を受けようとする学生（行方不明の場合は当該学生の保証人）は、授業料延納願又は授業料分納願（様式第1号）を学生サービス課に提出しなければならない。

(準用)

第10条 第5条から第7条までの規定は、授業料の徴収猶予の場合にこれを準用する。

第4章 寄宿料の免除

(寄宿料の免除)

第11条 寄宿料は、学生が次の各号の1に該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。

- (1) 風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が困難と認められる場合
- (2) 死亡又は行方不明のため除籍した場合
- (3) 授業料の未納を理由として除籍した場合

とする。

(許可)

第7条 第3条第1号及び第2号の規定による授業料の免除は、学部、大学院教育学研究科及び特殊教育特別専攻科にあっては学生委員会、大学院連合学校教育学研究科にあっては大学院連合学校教育学研究科委員会の選考を経て、学長が許可する。

2 前項の選考は、学長が別に定める「東京学芸大学授業料等免除学生選考基準」によつて行うものとする。

(許可の取消)

第8条 第3条第1号及び第2号の規定による授業料の免除を許可された者につき、免除の理由が消滅したと認められるとき、又は申請書に虚偽の事実があることが判明したときは、学長は免除の許可を取消すものとする。

第3章 授業料の徴収猶予及び分納

(徴収猶予)

第9条 授業料は、学生が次の各号の1に該当する場合に、徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によつて納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 風水害等の災害を受け授業料の納付が困難と認められる場合
- (3) 行方不明の場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

(分納)

第10条 特別の事情があり、前条各号の1に該当する場合に、分納（月割額は、年額の12分の1の額とする。）を許可することができる。

(申請)

第11条 前2条により授業料の徴収猶予又は分納を受けようとする学生（行方不明の場合は当該学生の保証人）は、授業料徴収猶予願又は授業料分納願（様式第1号）及び家庭調書に所得証明書（様式第2号又は市区町村所定の様式）その他の必要書類を添えて、各期ごとに公示する期日までに学生サービス課に提出しなければならない。

2 授業料の徴収猶予又は分納を申請した者の授業料は、指定した期日まで徴収を猶予するものとする。

(許可及び許可の取消)

第12条 授業料の徴収猶予又は分納の許可及び許可の取消は、第7条及び第8条の規定を準用する。

第4章 寄宿料の免除

(免除)

第13条 寄宿料は、学生が次の各号の1に該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。

- (1) 風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が困難と認められる場合
- (2) 死亡又は行方不明のため除籍した場合
- (3) 授業料の未納を理由として除籍した場合

(出願の手続)

第12条 前条第1号により寄宿料の免除を受けようとする学生は、寄宿料免除願(様式第3号)を学生サービス課に提出しなければならない。

(準用)

第13条 第5条から第7条までの規定は、寄宿料免除の場合にこれを準用する。

様式第1号

授 業 料 ☐ 免 除 願
 ☐ 延 納 願
 ☐ 分 納 願

該当する☐に1つだけレ印を入れること。
記入が無い場合は受け付けないので注意すること。

平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

☐教育学部 類 専攻 年入学
☐大学院 (修士・博士) 専攻 年入学
☐特別専攻科 専攻 年入学

該当する方を○で囲むこと。

学生番号(-)

申請者(学生自署) 氏 名 _____

下記の理由により、平成 年度 期授業料の上記願の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり記入すべき事項を記入しなかった場合又は虚偽の記入をした場合は、申請却下又は免除等の許可の取消しがあっても異議はありません。

免除申請者の半額免除又は不許可になった
場合及び授業料延納申請者の納付猶予期日

平成 年 月 日

記

[申請の理由]

(出願の手続)

第14条 前条第1号の規定により寄宿料の免除を受けようとする学生は、寄宿料免除願(様式第3号)を学生サービス課に提出しなければならない。

(準用)

第15条 第6条から第8条までの規定は、寄宿料免除の場合にこれを準用する。

様式第1号

授 業 料 ☐ 免 除 願
 ☐ 徴収猶予願
 ☐ 分 納 願

該当する☐に1つレ印を入れること。
記入が無い場合は受け付けないので注意すること。

平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

☐教育学部 類 専攻 年入学
☐大学院 (修士・博士) 専攻 年入学
☐特別専攻科 専攻 年入学

該当する方を○で囲むこと。

学生番号(-)

申請者(学生自署) 氏 名 _____

下記の理由により、平成 年度 期授業料の上記願の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり記入すべき事項を記入しなかった場合又は虚偽の記入をした場合は、申請却下又は免除等の許可の取消しがあっても異議はありません。

免除申請者の半額免除又は不許可になった
場合及び授業料徴収猶予申請者の納付猶予
期日

平成 年 月 日

記

[申請の理由]

(注)申請者は学生本人とし、当該学生が行方不明の場合は保証人とする。

〔省略〕

(注)申請者は学生本人とし、当該学生が行方不明の場合は保証人とする。

〔省略〕

附 則
この規程は、平成16年4月1日から施行する。